

長尾台のまちづくり

長尾台地区のまちづくりルール

地区計画

都市景観形成地域

地区まちづくりルール



長尾台地区では、まちづくりルールを定めています

長尾台地区は、長尾山系の丘陵地に位置し、バス通り沿道の斜面地に形成された低層の住宅地であり、緑豊かでうまいのある良好な住環境を有しています。また、源氏ゆかりの祈願所とされる満願寺を中心にして隣接するふじが丘地区及び川西市満願寺町地区とともに「満願の里」として豊かなコミュニティを形成している地区です。今後も満願の里が一体となり、周辺の豊かな自然環境と、落ち着いた環境のなかで安心して暮らすことのできる住環境を守り育てていくことを目標に、3つの制度（地区計画・都市景観形成地域・地区まちづくりルール）を組み合わせ、地区の特性にあった「まちづくりルール」を定めています。

まちづくりルールの枠組み

一般の都市計画法や建築基準法による建築規制に加えて、下記の表に示すように、3つの制度による8項目の建築規制により、まちづくりの目標の実現を図っていきます。

各ルールの内容・区域については、3～12ページの計画書・地域指定書・地区まちづくりルールをご覧ください。

地区計画 (都市計画法)	① 敷地面積の最低限度 ② 建築物の壁面の位置の制限 ③ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ④ 垣又はさくの構造の制限
都市景観形成地域 (宝塚市都市景観条例)	⑤ 緑化の推進 ⑥ 擁壁の構造
地区まちづくりルール (宝塚市開発まちづくり条例)	⑦ 玄関周りの工作物等の配慮 ⑧ 雨水の排水抑制や有効活用

※ 上記の規制は、決定日以降に新たに建築される建築物等に適用されます。したがって、現存の建築物等が上記規制の内容に合致していない場合であっても、改善する必要はありません。

また、地区計画の中で、特に重要な事項については、市で「建築条例」を定めることができます。条例で定められた事項については、建築基準法上の制限となり、建築確認の審査対象となります。（当地区では、「①敷地面積の最低限度」と「②建築物の壁面の位置の制限」の2つを建築条例として定める予定です。）

届出について

地区計画・景観形成地域の区域内で土地の区画形質の変更や建築物の建築、用途・形態（意匠）の変更などを行う場合は、市への届出が必要となります。（届出書の様式は、担当課窓口または市のホームページから取得できます。）

市では、届出がまちづくりルールに適合しているかチェックし、適合していない場合は、設計変

更などの必要な措置をとるよう指導等を行います。

建築確認その他手続きの流れについては、13ページをご覧ください。

植栽計画について



当地区では、都市景観形成地域のルールで、「緑化の推進に関する事項」が定められています。

一般的に植栽工事は、建築工事が終わってから行われますが、建築の計画段階に併せて植栽計画をする必要があります。

その際、緑は生き物ですので、日照などの条件はもちろんですが、敷地周囲の状況や軒先などで雨が当たらない部分などの条件に配慮した植栽計画となるよう、また、成長にあわせた植栽密度や管理体制にも配慮が必要です。



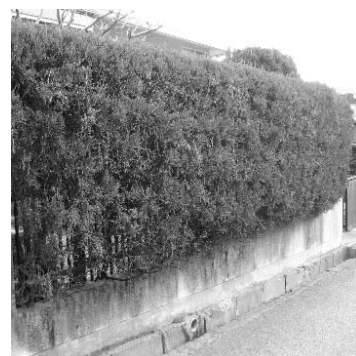
その他（助成制度）

① 生垣緑化推進助成金制度

市では、沿道緑化を推進し、緑豊かな街並みを形成していくため、生垣の新設・改良等の工事費の一部を助成しています。

地区計画区域内においては、限度額が一般地区の2倍の額となっています。

この制度の詳細については、公園緑地課（電話：0797-77-2021）（平成22年12月現在）までお問い合わせください。

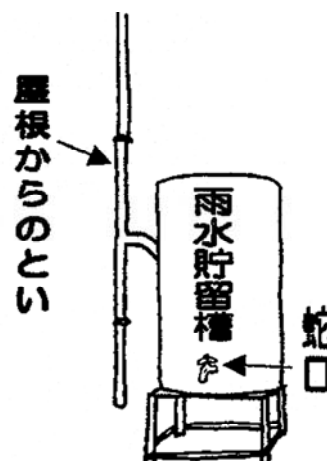


② 雨水貯留施設設置助成金制度

市では、雨水貯留施設（雨水タンク）の設置費の一部を助成しています。

雨水貯留施設とは・・・屋根からの雨水を貯留することにより、川や水路へ雨水が流出するのを一時的に抑えたり、雨水の有効利用（花や植木への散水など）のための施設

この制度の詳細については、上下水道局 下水道建設課（電話：0797-77-2023）（平成22年12月現在）までお問い合わせください。



3 4 長尾台地区地区計画

平成22年12月27日決定

◆地区の概要

名 称	長尾台地区地区計画
位 置	宝塚市長尾台1丁目、2丁目、切畑字長尾山の各一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約13.9ha

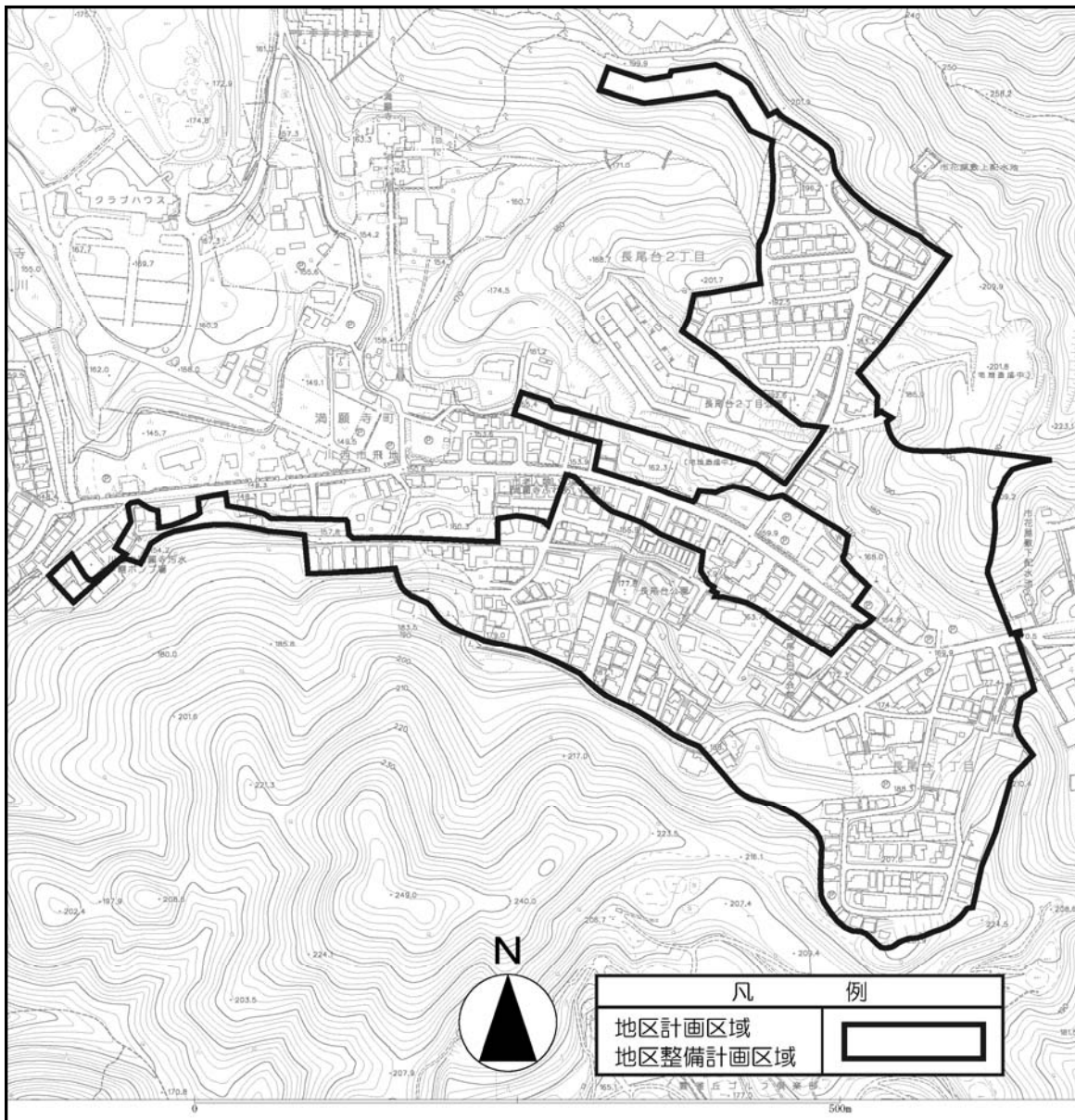
◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

地区計画の目標	本地区は、阪急雲雀丘花屋敷駅北側の長尾山系の丘陵地に位置し、バス通り沿道の斜面地に形成された低層の住宅地であり、緑豊かでうまいのある良好な住環境を有している。また、源氏ゆかりの祈願所とされる満願寺を中心にして隣接するふじが丘地区及び川西市満願寺町地区とともに“満願の里”として豊かなコミュニティを形成している地区である。 今後も、満願の里が一体となり、周辺の豊かな自然環境という地域の特性を踏まえながら、落ち着いた環境のなかで安心して暮らすことのできる住環境の維持・増進を図ることを目標とする。
土地利用の方針	敷地の細分化を防止するとともに、一定規模以上の敷地における建築物の壁面の位置を制限し、戸建て住宅を主体とした良好な住環境の形成を図り、緑豊かな市街地の形成と保全を図る。
建築物等の整備の方針	周辺の豊かな自然環境と調和したゆとりとうまいのある住環境を維持増進するため、建築物の敷地面積の最低限度の制限、建築物の壁面の位置の制限を行うとともに、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、道路に面する部分の垣又はさくの構造を生垣等とする制限により、安心して暮らせる良好な住環境の形成と保全を図る。

◆地区整備計画

地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
地区整備計画の区域面積		約13.9ha
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
建築物等に関する事項	建築物の壁面の位置の制限	1 敷地面積が500㎡以上で、建築物の軒の高さが7mを超える場合にあっては、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、1.5m以上でなければならない。 2 前項に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は適用しない。 （1）外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの （2）物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩及び意匠は、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣、植栽を併設したへい又はフェンス等周辺環境と調和したものとする。

◆計画図



計画図に示す区域界線の一部は、宝塚市の都市計画図に表示する市の境界線です。区域界線の外側であっても、宝塚市の地番を有する土地については、長尾台地区地区計画の区域として、ルールが適用されます。ただし、市街化区域に限られます。

都市計画課

電話 0797-77-2088
FAX 0797-74-8997

URL <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>
E-mail m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp

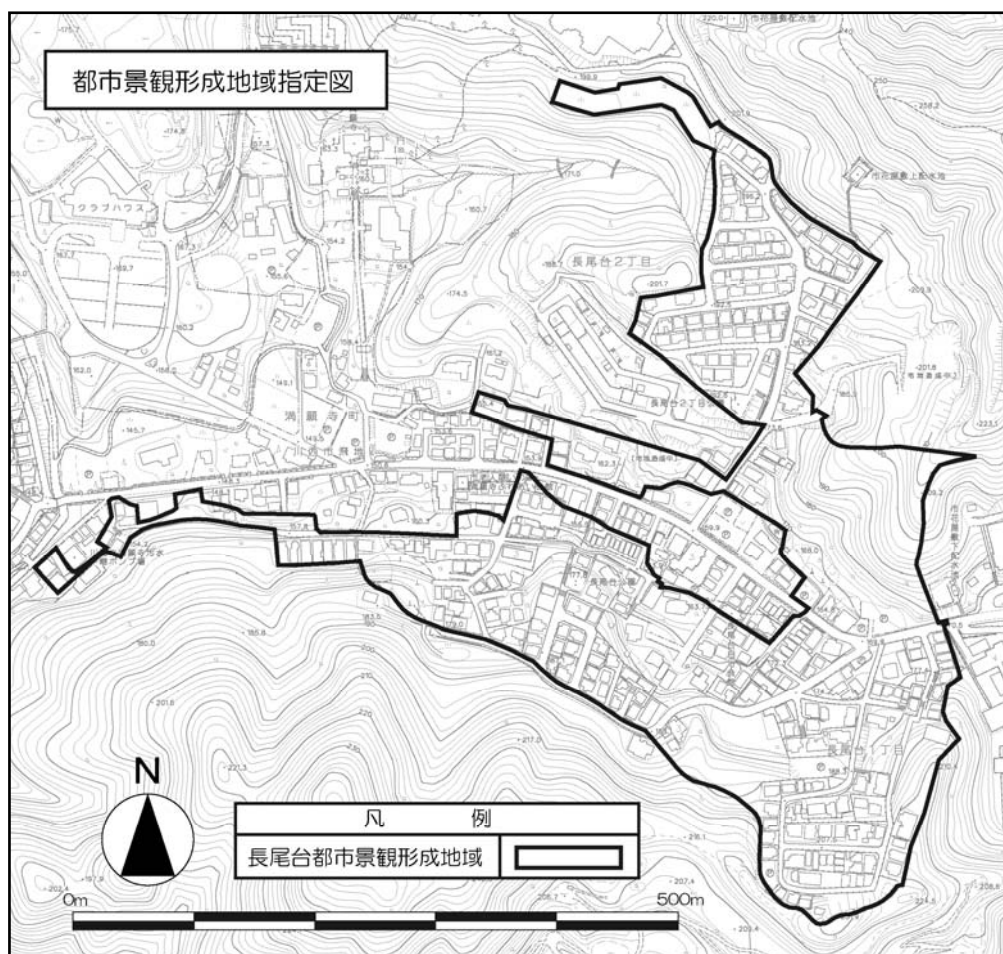


地域指定書

都市景観形成地域の指定

都市景観形成地域を次のように指定する。

- 1 名称
長尾台都市景観形成地域
- 2 位置
宝塚市長尾台1丁目、2丁目、切畑字長尾山の各一部
- 3 区域
別図指定図表示のとおり
- 4 面積
約13.9ha
- 5 地域景観形成基準
次頁のとおり



指定図に示す区域界線の一部は、宝塚市の都市計画図に表示する市の境界線です。区域界線の外側であっても、宝塚市の地番を有する土地については、長尾台地区地区計画の区域として、ルールが適用されます。ただし、市街化区域に限られます。

長尾台地域景観形成基準

1 地域の名称 長尾台地域

2 基本方針

当地域は、阪急雲雀丘花屋敷駅北側の長尾山系の丘陵地に位置し、バス通り沿道の斜面地に形成された低層の住宅地であり、緑豊かでうるおいのある良好な住環境を有している。また、源氏ゆかりの祈願所とされる満願寺を中心にして隣接するふじガ丘地区及び川西市満願寺町地区とともに“満願の里”として豊かなコミュニティを形成している地区である。今後も、満願の里が一体となり、周辺の豊かな自然環境や歴史といった地域の特性を踏まえながら、落ち着いた環境のなかで安心して暮らすことのできる住環境の維持・増進を図るため、次の事項別基準の遵守に努め、市民と市が協働してまちづくりを進める。

3 事項別基準

基本方針に基づき、以下の事項別基準を定める。

(1) 緑化の推進に関する事項

- ① 敷地内では、樹木を植栽すること。
- ② 敷地面積 150 m²以上の敷地においては、樹木等の立面投影面積の建築物の立面投影面積に対する割合（緑視率）を 20%以上道路側において確保し、又は緑被面積の敷地面積に対する割合（緑被率）を 20%以上確保すること。

(2) 擁壁の構造に関する事項

道路に面する擁壁は、自然素材を生かすなど景観に配慮した仕上げとし、周辺環境と調和したものとする。

ただし、やむを得ずコンクリート擁壁等の圧迫感を与える垂直擁壁を施工する場合は、道路から後退するなどし、植栽をすること。

なお、後退することができない場合は、擁壁面に緑化すること。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 22 年 12 月 27 日から施行する。

(委任)

- 2 この基準に定めるものの運用については、別に定める。

景観形成基準運用指針

1 目的

この運用指針は、長尾台地域景観形成基準の取扱いについての明確化を図るとともに、その適正な運用を確保することを目的とする。

2 事項別基準の取扱いは、次によるものとする。

(1) 緑化の推進に関する事項

緑視率又は緑被率の算定については、以下によるものとする。

○ 緑視率の算定方法

緑視率(%) = 樹木等の立面投影面積 ÷ 建築物の立面投影面積 (屋根部分の面積を除く) × 100

樹木等の立面投影面積は、次により算定した面積の合計とする。

樹木別の立面投影面積

①高木	・・・ 10 m ² /本
②中木	・・・ 5 m ² /本
③低木	・・・ 1 m ² /本
④生垣緑化	・・・ 生垣高 × 延長
⑤壁面緑化	・・・ 壁面緑化部分の面積 × 3/4
⑥バルコニーの緑化	・・・ バルコニーの緑化部分の面積 × 3/4

○ 緑被率の算定方法

緑被率(%) = 緑被面積 (樹木の樹冠投影面積、植栽部分の合計) ÷ 敷地面積 × 100

緑被面積は、次により算定した面積の合計とする。

樹木別の樹冠投影面積

①高木	・・・ 10 m ² /本
②中木	・・・ 3 m ² /本
③低木	・・・ 0.5 m ² /本

植栽部分

④屋上緑化	・・・ 屋上緑化面積 × 3/4
⑤駐車場緑化ブロック	・・・ 緑化ブロック面積 × 1/2
⑥生垣緑化	・・・ 生垣幅 × 延長
⑦花壇等の植栽スペース	・・・ 花壇幅 × 延長
⑧バルコニーの緑化	・・・ バルコニーの緑化部分の面積 × 3/4

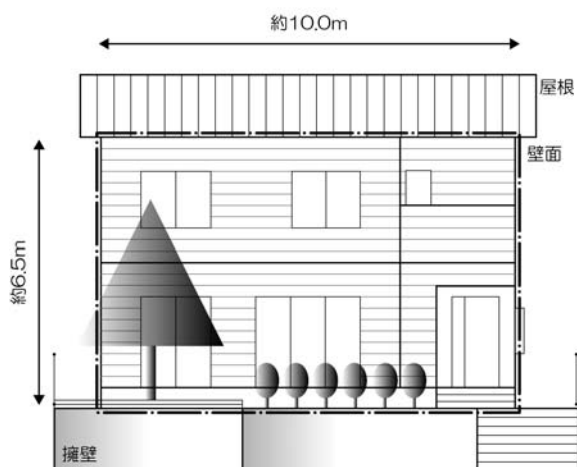
- ・ 高木とは、植栽時3.0m以上、成木時5.0m以上の樹木
- ・ 中木とは、植栽時2.0m以上、成木時3.0m以上の樹木
- ・ 低木とは、植栽時0.4m以上、成木時1.2m以上の樹木

(2) 擁壁の構造に関する事項

道路に面する擁壁の構造等

コンクリート擁壁など圧迫感を与える垂直擁壁とは、道路からの高さがおおむね2mを超えるものとする。

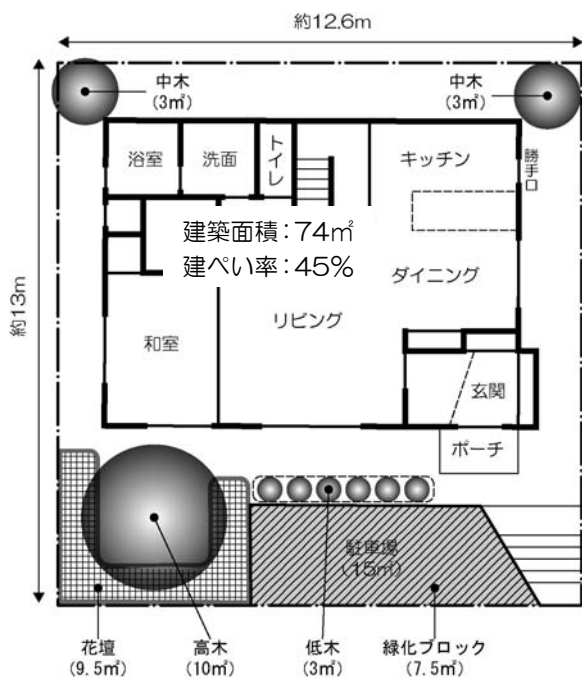
■緑視率20%以上のイメージ



緑視率(%) =
樹木等の立面投影面積／建築物の立面投影面積×100

- 建築物の立面投影面積： 65 m²・・・①
- 樹木等の立面投影面積：16.0 m²・・・②
 - ・高 木：10.0 m² (10.0 m²/本×1 本)
 - ・低 木： 6.0 m² (1.0 m²/本×6 本)
 - ※中 木 の 場 合 (5.0 m²/本)
- 緑 視 率 ： 24.6 % (②／①×100)

■緑被率20%以上のイメージ



緑被率(%) = 緑被面積／敷地面積×100

- 敷地面積： 164 m²・・・③
- 緑被面積：36.0 m²・・・④
 - ・高 木：10.0 m² (10.0 m²/本×1 本)
 - ・中 木： 6.0 m² (3.0 m²/本×2 本)
 - ・低 木： 3.0 m² (0.5 m²/本×6 本)
 - ・花 壇： 9.5 m²
 - ・緑化ブロック： 7.5 m² (駐車場面積の1/2)
- 緑 被 率 ： 21.9% (④／③×100)

長尾台地区まちづくりルール

平成22年12月27日

第 3 号

長尾台地区まちづくりルール検討委員会
宝塚市 都市産業活力部 開発指導課

長尾台地区まちづくりルール

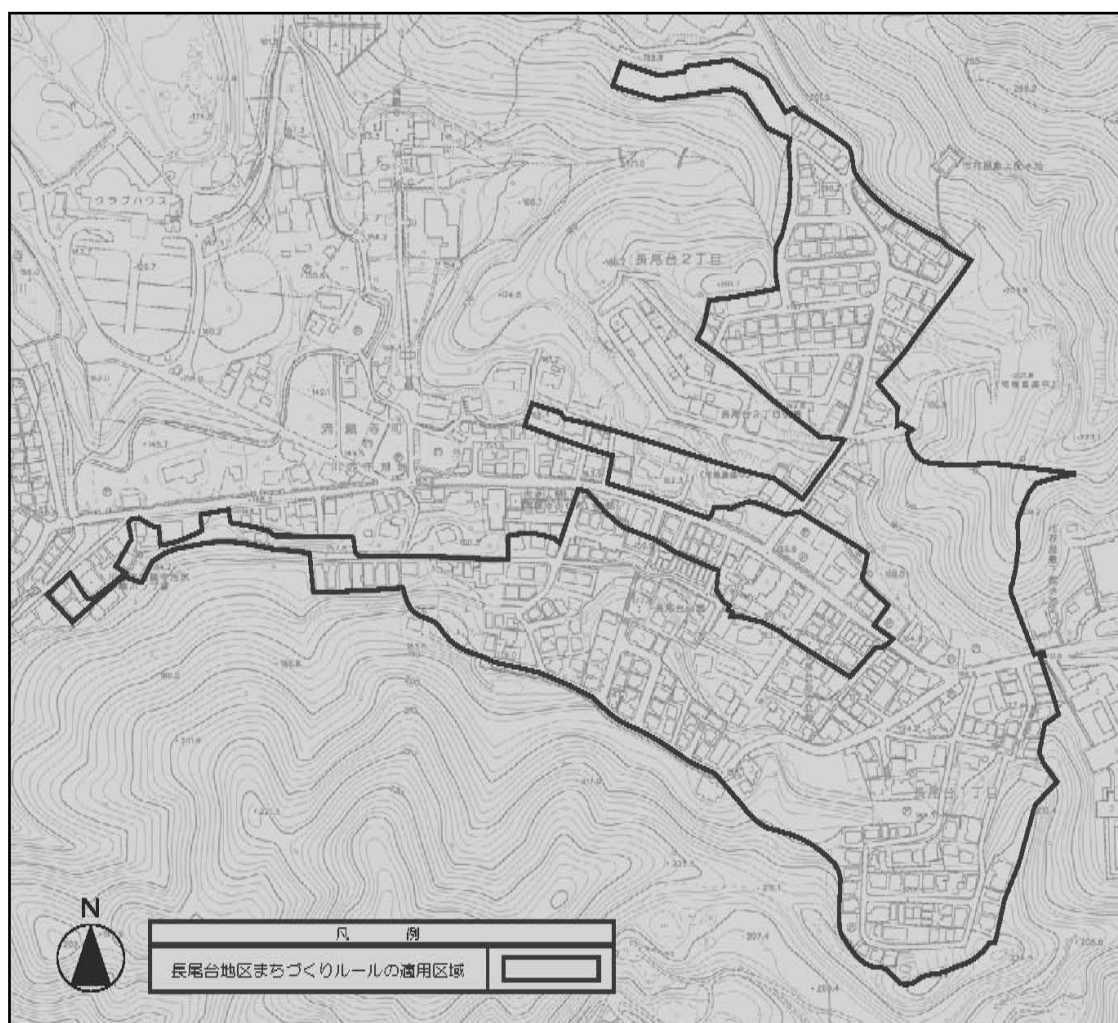
長尾台地区まちづくりルールは、平成17年3月31日に制定された「宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（開発まちづくり条例）」に基づいて、地区計画や景観形成地域の基準を補完する地区独自のルールとして制定するものです。

このルールは、新たに開発事業を行う場合に適用されますので、現在の建物等がこのルールに適合していない場合でも、直ちに改善を行う必要はありませんが、よりよい地区のまちづくりを推進するために、各自が可能な範囲で積極的に取り組んでいきましょう。

＜まちづくりルールを適用する区域＞

長尾台地区まちづくりルールを適用する区域は、宝塚市長尾台一丁目、二丁目、切畑字長尾山の各一部です。

この区域は、「長尾台地区地区計画」及び「長尾台都市景観形成地域」と同じです。



（目標及び方針）

第1条 長尾台地区は、阪急宝塚線雲雀丘花屋敷駅北側の長尾山系の丘陵地に位置しており、バス通り沿道の斜面地に形成された低層の一戸建を中心とした住宅地であり、緑豊かで潤いのある良好な住環境を有している。今後も、周辺の豊かな自然環境との調和を図りながら、落ち着いた環境のなかで安心して暮らすことのできる住環境の維持・増進を図ることを目標とする。

目標を達成するため、市、市民、開発事業者は、長尾台地区の地区まちづくりルール、地区計画及び景観形成基準等を遵守し、協力してまちづくりの目標の実現を図る。

（定義）

第2条 このルールにおける用語は、開発まちづくり条例の定義による。

このルールに関連する主な用語は次のとおりです。

- ・ 開 発 事 業 ：土地の区画形質の変更（開発行為、宅地造成）、建築物の新築、増築、改築又は用途変更
- ・ 特定開発事業 ：開発事業区域の面積が500㎡以上
- ・ 住 民 ：地区内の土地所有者、建物所有者、建物占有者
- ・ 開発事業者 ：開発事業を行おうとする者

（開発事業情報の提供）

第3条 住民及び市は、互いに開発事業に関する情報を提供して、開発事業が適正に行われるよう協力するとともに、積極的に協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

（ルールの周知）

第4条 土地所有者、建物所有者及び開発事業者は、土地・建物の売却等を行う際、土地及び建物の所有権等を新たに取得する者に対し、このルールを周知しなければならない。

（玄関周りの工作物等の配置）

第5条 開発事業者は、住宅等の建築計画にあたっては、住宅等の建築物に附属する門扉等の工作物や門灯・インターフォン・郵便受け等の設備を設置する際は、道路際に配置し、良好なコミュニティの形成や安全性に配慮するものとする。

（雨水の排水抑制や有効活用）

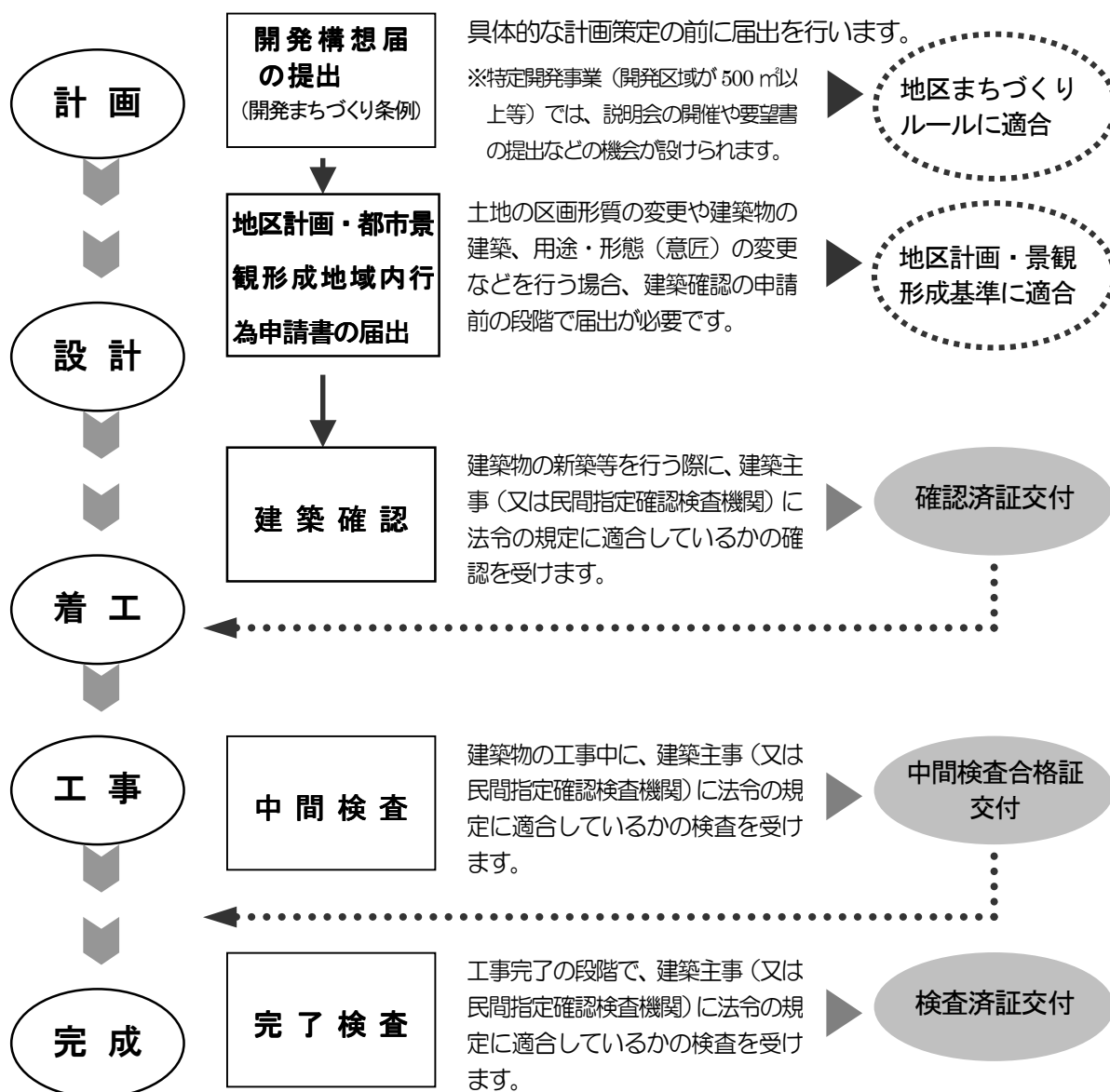
第6条 開発事業者は、開発事業計画にあたっては、雨水貯留施設等を設置するなど、開発事業区域外への雨水排水量の増加の抑制、雨水の有効活用に努めるものとする。

＜以上＞

建替えや増改築等を行う際の手続き

建替えや増改築等を行う際には、次の各段階において以下のような手続き（申請・届出）が必要になります。手続きの内容や対象となる行為など詳細な点については、宝塚市役所の各担当課にお問い合わせ下さい。

必要となる手続き（申請・届出等）



お問い合わせ先（宝塚市役所の担当窓口）

（平成22年12月現在）

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ◇ 地区計画・都市景観条例については・・・都市計画課 | 電話：0797-77-2088 |
| ◇ 開発まちづくり条例については・・・開発指導課 | 電話：0797-77-2081 |
| ◇ 建築確認申請などについては・・・宅地建物審査課 | 電話：0797-77-2082 |

山麓部市街地地域の景観形成基準**景観形成基準【建築物の建築等】**

屋根及び外壁の色彩

- 1 外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の4分の1以下の部分は除く）

	屋 根		外 壁	
色 相	明度 (以下)	彩度 (以下)	明度	彩度 (以下)
N	8 程度		3～8.5	
R	6 程度	4		4 ^(*1)
YR		6		4 ^(*1)
Y		4		4
その他		2		2

(*1) 第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する

- 2 外壁色の明度は、できる限り6～8とする。
大きな壁面を有する建築物の外壁色の明度は、6～8を遵守する。

届出に係る取り扱いについて（長尾台地区）

※基本的な取り扱いを示しており、敷地状況等によってはこの限りではありません。

下記ケースに該当しない場合は担当者と協議を行ってください。

なお、宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に規定されている事項については、建築基準法上の取り扱いが適用されます。

建築物の色彩に係る規制（地区計画）

【対象について】

- 対象は、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物における外壁部分及び屋根部分の全てです。

※ カーポートや駐輪場、物置等の小規模な建築物にも基準が適用されます。

- 以下の部分についても基準の対象となりますので、マンセル値をご確認ください。

「外壁部分」に含まれるもの（一例）

- ・バルコニー腰壁
- ・ルーバー
- ・車庫のシャッター
- ・カーポートや駐輪場の柱

「屋根部分」に含まれるもの（一例）

- ・陸屋根
- ・太陽光パネル
- ・カーポートや駐輪場の屋根

【数値基準について】

- 屋根及び外壁の色彩における「周辺環境と調和した落ち着いたもの」とは、景観計画における景観形成基準（【別紙】参照）に準ずるものとします。
- 立面図又はパース等に外壁部分及び屋根部分のマンセル値を全て記載してください。
- 同一建築物において複数の色彩を採用する場合については、立面図等への着色又はハッチ等の記載によって、各色彩の着色範囲を明示してください。

【色彩基準の適用除外】

- 木材やガラス、漆喰等の自然素材については、無着色のもののみ適用除外となります。
- 木調のプリントは適用除外となりませんので、マンセル値をご確認ください。
- 見付面積の 1/4 以内となる部分の算定について
 - ・見付面積の算定は合算ではなく、各壁面それぞれで 1/4 以内となるようにしてください。
 - ・ルーバー部分の見付面積は面として算定し、部材間についてもルーバーがあるものと見なします。

【大きな壁面を有する建築物について】

- 「大きな壁面を有する建築物」とは、長辺約 31m・短辺約 10mを超えるものを目安とします。

道路に面して設ける垣又はさくに係る規制（地区計画）

【植栽を併設したへい又はフェンス等について】

- 「植栽を併設」とは、道路に面して中木（植栽時 2m 以上）を 2 本以上植栽することとしていす。
- 樹木等の前面に透過性のない塀などがある場合は、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路から視認できるもののみを算定対象とします。
- 計画図には、樹木の種別（高木・中木等）又は高さを明記してください。

敷地の緑化に係る規制（都市景観形成地域）

【植栽について】

- 可能な限り道路際に植栽するものとし、原則道路から車 1 台分程度（約 5m）の範囲内のものを算定対象とします。
- 緑化の計画図には、樹木等の位置や高さ、植栽スペースの寸法等を明記してください。
- 緑視率等の算定については、添付書類のいずれかに根拠となる計算式を記載してください。

【基準の優先順位について】

- 緑視率の基準の適用を優先します。（市内一律）
- 敷地形状等において緑視率の適用が困難であると認められる場合（旗竿地等）のみ、道路際の景観への配慮をした上で、緑被率の基準を適用します。

【緑視率の算定】

- 算定対象となる植栽の範囲は、【植栽について】を参照してください。
- 建築物の立面投影面積には、地盤面より上にある基礎（及び深基礎）を含みます。
道路より地盤レベルが下がっている場合でも、敷地内の地盤面より上部については原則として面積に含むこととします。
- 建築物の立面投影面積は、算定根拠（計算式若しくは CAD 求積による旨）を記載してください。
- 移動可能な鉢（プランター等）に植えられた植栽については算定対象外です。
- 樹木等の前面に透過性のない塀などがある場合は、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路から視認できるもののみを算定対象とします。
- 一カ所に複数の樹木等が密に計画されている場合についても、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路から視認できるもののみを算定対象とします。
例）道路から見た際に縦並びに同じ高さの樹木等が計画されている場合においては、前方の樹木等のみが算定対象となり、後方の樹木等については算定対象外となります。
- 敷地の形状や利用形態等により緑視率の確保が困難な場合については、個別で状況を確認した上で算定可能範囲を判断しますので、都市計画課と協議をお願いします。

【緑被率の算定】（※旗竿地等の場合のみ）

- 駐車場緑化ブロックは、実際の駐車スペース部分が算定可能な範囲となります。
- 芝生については算定対象外です。
- 花壇等の植栽スペースは、現実的に管理行為が可能となるような見切りや管理用通路を設けるものとし、実際に植栽可能な範囲のみを算定対象とします。

【道路に面する擁壁の仕様について】

- 「景観に配慮した仕上げ」の擁壁の例
- ・石積擁壁、間知ブロック積擁壁（凹凸のあるもの）
 - ・石貼等の自然素材による仕上げの擁壁
 - ・リブ等凹凸のあるブロック積擁壁 など
- 図面上に擁壁の仕上げを明記又は仕様の分かるカタログを添付してください。